

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法
稲葉電気興業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年7月1日 ～ 2029年6月30日までの5年間

2. 内容

目標1：社員の健康保持と生産性向上を図るために、ノー残業デーを設定して所定外労働を削減する。

<対策>

- 2024年7月～ 所定外労働の現状を把握、分析の上で業務内容や業務量の再編成を行う。
- 2024年7月～ 週に1回以上のノー残業デーの実施。
- 2024年7月～ 社内年間カレンダーによる社員へ周知する。

目標2：ワークライフバランスの充実を図り、業務効率改善及び向上を実現するために、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

- 2024年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
- 2024年7月～ 計画的な取得に向けて、社内年間カレンダーによる有給休暇取得推奨日を社員へ周知する。

目標3：次世代を担う若年者への適正な募集及び採用機会を確保する。

<対策>

- 2024年7月～ 現状の雇用管理を見直して次世代育成支援の効果的な改善を図る。
- 2024年7月～ さがみはら中学生職業体験支援事業協力事務所へ登録し若手技術者の雇用につなげる。

目標4：女性社員が少なかった部署等に女性を積極的に配置する。

<対策>

- 2024年7月～ 事務職に偏らず、技術職の女性を1名以上採用する。
- 2024年7月～ 配属実施後、定期的なフォローアップ・ヒヤリング実施。